

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和元年9月12日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時40分

出席者	委員	委員長	青木一男		
		森戸雅孝	大谷好一	小久保かおる	
		氏家晃	千葉正弘	中島克訓	
	議長	大阿久岩人			
	傍聴者	浅野貴之	川上均	古沢ちい子	
		坂東一敏	茂呂健市	内海まさかず	
		針谷育造	入野登志子	白石幹男	
		福富善明	関口孫一郎	針谷正夫	
		小堀良江	福田裕司		

事務局職員	事務局長	神永和俊	議事課長	癸生川 亘
	副主幹	岩崎和隆	主 査	岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	國保能克
都市整備部長	戸田崇
上下水道局長	田中修
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	深津悟
土木管理課長	芳野英明
公園緑地課長	菊池照見
都市計画課長	高野義宏
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	加茂浩史
建築課長	柿沼宏和
企業経営課長	出井均
水道建設課長	渡辺精一
下水道建設課長	大森克美

令和元年第4回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和元年9月12日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 95号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第 2 議案第114号 栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第115号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第116号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第117号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第118号 栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第119号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第126号 平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 9 議案第127号 平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議案第 96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第95号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺水道建設課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） おはようございます。本日の常任委員会並びに特別委員会、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第95号 市長の専決処分事項の承認について説明させていただきます。議案書は6ページ、7ページ、議案説明書はその1の1ページから3ページになります。

初めに、議案説明書から説明いたします。1ページごらんください。まず、提案理由でございますが、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る物件損害分について議会の招集を時間的余裕がなかったため、地方自治法の第179条第1項の規定により専決処分をもって損害賠償額を決定したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

参照条文といたしまして、まず水道事業でございますので、地方公営企業法となります。第40条の第2項に、地方公営企業の損害賠償額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項9号、第12号、13号の規定は適用しないとあります。本市では、栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例ということで、第7条、損害賠償額の決定に係る金額が100万円以上のものについては、議会の議決を要するというので条例に定めてございますので、今回上程

させていただきます。

自治法の179条につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、事故の場所でございますが、都賀総合支所のすぐ南側にあります県道宇都宮亀和田栃木線と市道の交差点になります。

事故の発生状況ですが、運転者は西方地域で発生した漏水の修繕現場へ1人で向かう途中、都賀町家中地内において県道の道路上に水が流れているというのを発見いたしまして、西方での業務を済ませ、先ほど発見した漏水の現場を確認しようということで現場に戻りましたが、車が多く、付近に公用車を停車できる場所がないということで一時通り過ぎ、再度車を停車する場所を探しながら運転していたところ、漏水等に気をとられたこともございまして、交差点の赤信号を見落として交差点内に進入し、前方を横断する車の側面に衝突したものでございます。

続きまして、議案書の説明に入らせていただきます。7ページごらんいただきたいと思います。損害賠償の額の決定に関する専決処分書にて内容の説明をさせていただきます。賠償の相手方でございますが、栃木市都賀町家中地内に在住の方でございます。

損害賠償の額でございますが、102万7,510円でございます。

賠償の条件といたしましては、市から損害賠償金を相手に支払い、今後この事件に関し双方異議、請求の申し立てをしないというものでございます。

以上で議案第95号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。済みません、ご説明ありがとうございます。

この事故の件ですけれども、損害額が102万7,510円ということでお話ありましたけれども、この事故の状況を見ますと交差点内での事故ということで、赤信号を見落としたということでございますけれども、これでこの支払いも保険のほうからということかと思うのですけれども、そのときのこの過失相殺というのはあったのでしょうか。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

渡辺水道建設課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） ございません。10、ゼロ。当然うちが突っ込んだので、10、ゼロで間違いございません。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 10、ゼロで、わかりました。民間だとよく交差点内だというと、やっぱ

り相手方にも安全運転の義務があるものですから、なかなか10、ゼロというのは、後ろから追突の場合だったらですけれども、ないかと思うのですけれども、とりあえず市のほうとしてもそういう判断で10、ゼロで対応したということですね。はい、了解しました。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 事故が起きてしまったものはしょうがないのですけれども、毎回、結構、議会をやるたびに事故が起きているのですけれども、この事故については今後こういうふうにしてという対策はどのようなことを話し合ったか、教えていただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 渡辺課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） 一応この事故に対して、この運転者に対しては、今のところ公用車の運転については避けていただいています。現場のほうは、できるだけ2名体制で現場に行くという形でちょっと対応しています。やはり1人で行ってというのが、今回もう一人同乗者がいれば赤信号で突っ込むことは避けられたのかなというのがありますので、現場は2名体制でできるだけ対応するようにということで指示してございます。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） そのことをご提言しようというふうに思っていたのですけれども、そういう対策がとられたということで、そのようにしてもらったらいいと思います。

この図を見ていると、都賀の総合支所がすぐ近くなのですよね。どこに車をとめようかいろいろ見ていたというか、気をとられていたということを考えれば多少歩いたにしても、この支所にとめていけばなというふうなことはちょっと感じます。図もどっちが加害者側であれなのかがちょっとわかりにくいのですけれども、そういうことに今後指導していただきたいなというふうに思っておりますので、気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第2、議案第114号 栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野土木管理課長。

○土木管理課長（芳野英明君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第114号 栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は73ページ、議案説明書はその1で106ページでございます。

初めに、議案説明書の106ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、道路及び河川の占用料を算出する際に乗じる率の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。1、栃木市道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、占用料を算出する際に乗じる率を100分の108から100分の110に改定することであり、消費税法及び地方税法の一部改正に伴うものでございます。

2、栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正につきましては、占用料を算出する際に乗じる率を100分の108から100分の110に改定することであり、やはり消費税法及び地方税法の一部改正に伴うものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、108ページと109ページをお開きください。道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。108ページが現行、109ページが改正案であり、アンダーラインの箇所が改正の箇所であります。

まず、栃木市道路占用料徴収条例の占用料の額についてであります。第2条のうち占用期間が一月未満のものについて、占用料を算出する際の率を100分の108から100分の110に改正するものであります。

次に、栃木市準用河川占用料徴収条例の流水占用料等の徴収及び減免についてであります。第4条のうち流水占用料、土石採取料、河川産出物採取料の額について、占用料を算出する際に乗じる率を100分の108から100分の110に改正するものであります。

次に、議案書の73ページをお開きください。議案第114号 栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものであります。

次に、74ページをお開きください。ページ中ほどの附則についてであります。施行期日につきましては、1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置として、2、改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

3、施行後の栃木市準用河川占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 質問はないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号 栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、議案第115号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第115号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は75ページ、議案説明書はその1の110ページでございます。

初めに、議案説明書その1の110ページをお開きください。提案理由でございますけれども、こちらにつきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げを踏まえまして、公園の使用料を算出する際に乗じる率の改定に当たりまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますけれども、1番として、字句の整理を行うこと（3条関係）、また2番としまして、使用料を算出する際に乗じる率を100分の108から100分の110に改定すること（11条関係）でございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、説明書112ページ、113ページをお開きください。こちら条文の新旧対照表でございますけれども、右側が改正案となっております。アンダーラインの場所が改正の箇所でございます。

まず、第3条第1項第3号中、興業という漢字、この字句をイベント等を開催するときを使用される興行という漢字に改めるというものでございます。

次に、11条第1項中、一月未満の公園占用使用料及び第2項中、公園をイベント等で使用する際の公園使用料、こちらを算出する際に乗じる率を100分の108から100分の110に改めるというものでございます。

続きまして、議案書の75ページをお開きください。栃木市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次の76ページ中ほど、附則についてでございますけれども、こちらにつきましては、消費税及び地方消費税の税率改定に合わせまして条例改正の施行を行う必要がありますことから、施行日を令和元年10月1日から施行するというものでございます。

次に、経過措置といたしまして、改正後の栃木市公園条例第11条の規定につきましては、この条例の施行の日以降の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 済みません、3条3項の興業という漢字。この字句を変えるということなのですが、イベント等を行うことということで変えるというふうに説明がありましたが、もうちょっと詳しく以前の興業と新しい興行の違いというものを説明いただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 以前使っていた興業というのは、企業を興すとか会社を興すとか、そういうときの興業が大体この漢字でございまして、イベントにつきましては、こちらの今回改正の興行という形でございますので、そちらに改めるといふものでございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第4、議案第116号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 続きまして、ただいまご上程をいただきました議案第116号 栃木

市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は77ページ、議案説明書はその2の1ページでございます。

初めに、議案説明書その2の1ページをお開きください。栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由でございますけれども、有料公園施設の利用日の見直し及び受益者負担の適正化を図るため、今回使用料の改正に当たりまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますけれども、1番として、ファミリーパークの利用日を改めること。2番として、使用料を改定することでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、説明書の2ページ、3ページをお開きください。別表第1（第2条関係）の新旧対照表でございますけれども、改正案は3ページでございます。

まず、これにつきましては都賀地域にありますつがの里、それを構成する一部でありますファミリーパークにつきまして、効率的な管理を行うため、隣接しておりますふるさとセンターパーク、栃木市都賀聖地公園と有料公園施設の利用日を合わせるための改定でございます。バーベキュー場につきましては、利用日を4月1日から11月30日としていたものを、ふるさとセンターパーク等に合わせまして月曜日、火曜日または12月1日から翌年3月31日までを除く毎日と改めるものでございます。

また、ファミリーパークプラザ及びバッテリーカー乗り場の利用日につきましても、利用日を1月5日から12月27日までとしていたものを月曜日、火曜日、12月28日から翌年1月4日までを除く毎日と改めるものでございます。

次に、説明書4ページ、5ページをお開きください。こちらは別表第2（第5条関係）でございますけれども、有料公園の使用料につきましては、消費税または地方消費税の税率の引き上げによります影響を踏まえつつ、受益者負担の適正化を図るため、平成30年の12月に策定いたしました使用料・手数料見直し方針、こちらに基づきまして改定するものでございまして、1番、栃木市総合運動公園の（1）総合体育館から、また説明書の18、19ページの8番、岩舟総合運動公園のゲートボール場までの各有料公園施設の使用料につきまして、アンダーラインを引いてある場所の使用料を改定するというものでございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、議案書77ページをごらんください。こちらは栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次に、90ページでございます。附則についてでございますけれども、施行期日につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

経過措置につきましては、この条例による改正後の栃木市公園有料公園施設に関する条例の規定につきましては、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

中島委員。

○委員（中島克訓君） どうもご苦労さまでございます。都賀のほうなのです。ファミリーパークの休日なのですが、月曜日と火曜日が休みというふうなことになるのですが、もし月曜日なんか連休になった場合、日、月と、その休日の場合も休むというふうなことですか。休日ですと結構来る方も多いかなと思うのですが、月曜日というふうなことになりますから、そういったお休みの日でも休館にするというふうなことでもよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 基本的にお休みにつきましては、月曜、火曜休日でもお休みという形をとらせていただいております。ゴールデンウィークにつきましては、特別に月曜、火曜でもゴールデンウィークについてはあけているという状況でございます。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 了解しました。楽しみにしている人もいますので、柔軟的にやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご報告ありがとうございます。それで、今のご報告の中でちょっとこれ気になったのが、テニスコートの使用料が、これ栃木市の総合運動公園の場合とほかの大平とか、あと藤岡ですか、のテニスコートの使用料に差があるのですけれども、これはこの設備のグレードの差という理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 基本的に栃木市の総合運動公園。こちらにつきましては、平成25年度ですか、合併後に見直し関係やりまして、そのときにやはり栃木の運動公園につきましては、グレードの関係でその当時から栃木だけが高いという、ちょっと高いという形で設定されておりました。今回につきましてもそれをもとに計算したという形でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 先ほどの月曜、火曜の休みの件なのですけれども、その土、日をやっているから月、火が休みだということなのですけれども、祝日であっても月曜日を休むということなのですが、ゴールデンウイークだけは特別にそうしていますというその特別の根拠というのはどういふふうにお考えなのでしょう。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 基本的につがの里につきましては、4月からゴールデンウイークにかけて花まつりとかイベント等をやっておりますので、やはりあけるという形の希望が皆様から多いものですから、そちらはシフトをやりくりしまして対応しているという状況でございます。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） ただ、ゴールデンウイーク以外でも、その祝日が月曜日に重なる場合が、振り替えであってもあると思うのですけれども、そういったときにこの月、火でいいのかなというのは、これを提案するに当たって議論はなかったのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） こちらの運営につきましては、都賀時代からやっている状況でございますけれども、そちらについても公園利用者の利便というか、そういう関係ですか。であくまでも今回は有料公園施設というか、建物関係だけが一応休館という形で、公園自体は一年中使えるという状況でございますので、そちらについては今のところ従前どおりの対応という形で考えていたところでございます。

○委員長（青木一男君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） ただいまの件ですが、やっぱり市民の利便性を考えたならば、月曜日が休みの日はあけるよう努力すべきと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 月曜日が祝日の場合とかそういう関係につきましては、改めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 栃木市の総合運動公園なのですが、トータルで結構なのですが、年間の利用料を教えてくださいませんか。あと、改定後の差額、あわせてお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 現在栃木市の総合運動公園につきましては、指定管理者に委託しま

して、そちらで歳入をしている状況でございますけれども、平成30年度、こちらの使用料収入につきましては3,370万円で、改定後につきましては3,560万円ですか、約160万円ほど増える予定でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 済みませんが、都賀のほうの運動公園のほうもそちらで管轄しているということよろしいですか。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 都賀のスポーツ公園、こちらにつきましてはスポーツ振興課所管という形でございます。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） そちらのバーベキューをやるところありますよね。そちらもスポーツ振興課で管轄しているということよろしいのかな。

○委員長（青木一男君） 菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 公園緑地課の所管につきましては、つがの里にありますバーベキュー場は公園で所管しておりますけれども、スポーツ公園にありますバーベキュー場につきましては、スポーツ振興課のほうで所管という形になります。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第5、議案第117号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） ただいまご上程いただきました議案第117号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。議案書は92ページから94ページ、議案説明書のその2になりますが、20ページから23ページでございます。

初めに、議案説明書その2の20ページをごらんください。提案理由であります、栃木市市民交流センターの使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民交流センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、この使用料の改定につきましては、本年10月1日の消費税及び地方消費税の税率引き上げを踏まえまして行うものであります。

改正の概要につきましては、使用料を改定することです。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、22ページ、23ページをごらんください。左の22ページが現行、右の23ページは改正案となります。

条例第9条で別表に定めております市民交流センターの各部屋を使用する際の使用料を改正案の別表のとおり改めるというものであります。使用料単価につきましては、現行ではそれぞれ部屋ごとに200円から900円まで、そちらの額になっているところを最少で10円、最大で40円の増額をするというものであります。この使用料単価につきましては、今年度全庁的に使用料の見直しを実施してきた使用料の見直し方針に基づいて算定をしております。

次に、議案書の92ページをごらんください。こちらは議案第117号の制定文であります。

続きまして、93ページ、94ページをごらんください。こちらは改正文であります、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明しました内容でありますので、省略をさせていただきます。

最後に、附則についてであります、公布の日から施行するというものであります。

以上で栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 附則のこの条例は、公布の日から施行するというので、消費税等上がるということで、その前の議案につきましても10月1日からということなのですから、公布の日からというのはどういう理由なのか、ご説明願います。

○委員長（青木一男君） 石塚課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） この交流センターにつきましては、まだ開館をしておられない施設でございます。令和2年4月に向けて開館を進めている状況でございます。施設の名称、管理に関する事項を定めるために条例を6月に制定をさせていただいて、もう公布をしておる状況でございます。利用はしていない状況ですけれども、条例の公布をさせていただいているという状況であります。

この使用料につきましても、その6月の議会、条例において使用料を定めておりますので、今回も公布の日からということで使用料を改めるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号 栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第6、議案第118号 栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第118号 栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は95ページから97ページ、議案説明書はその2の24ページから27ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の24ページをお開きください。提案理由であります。消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係る消費税率を改める必要が生じたため、栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、1の栃木市下水道条例の一部改正では、第18条関係で公共下水道使用料の消費税率を改めること。2の栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正では、別表関係で農業集落排水処理施設使用料の消費税率を改めることであります。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。26、27ページをごらんください。

初めに、栃木市下水道条例の一部改正ですが、第18条第2項の消費税率を100分の108から100分の110とするものです。

次の栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正では、別表（10条関係）で、1の合併前の大平町及び編入前の西方町の区域のところで、消費税率を100分の108から100分の110とするものです。

また、2の合併前の藤岡町の区域のところでも、消費税率を100分の108から100分の110とするものです。

次に、議案書の95ページをごらんください。こちらは制定文となっております。

次の96、97ページの改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明したとおりであります。

また、附則の施行期日ではありますが、附則第1項により、この条例は、令和元年10月1日から施行するというものであります。

また、次の第2項から第5項につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号 栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第7、議案第119号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第119号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は98、99ページ、議案説明書はその2の28ページから31ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の28ページをごらんください。提案理由であります。消費税法及び地方税法の一部改正並びに水道法施行令の一部改正に伴い、水道料金に係る消費税率を改めること。また引用条項を改める必要が生じたため、栃木市水道事業給水条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、1の水道料金の消費税率を改めることにつきましては、第24条、第25条及び第28条関係で水道料金の消費税率を改めることとあります。2の引用条項を改めることにつきましては、第34条で引用条項を改めることとあります。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。30、31ページをごらんください。

初めに、消費税関係では、第24条、料金、第25条、施設消火栓の料金のところで消費税率を100分

の108から100分の110とするものです。

次に、第28条、特別な場合における料金の算定のところでは、第1号と第2号の消費税率を100分の108から100分の110とするものです。

次に、引用条文関係では、第34条、給水装置の基準違反に対する措置の第1項のところ、水道法施行令の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、第5条を第6条とするものです。

次に、議案書の98ページをお開きください。こちらは制定文となっております。

次の99ページの改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明したとおりでございます。

また、附則の施行期日であります、附則第1項により、この条例は、令和元年10月1日から施行するというものであります。

次の第2項、第3項につきましては、消費税の改定に伴う経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第8、議案第126号 平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の

処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井課長。

- 企業経営課長(出井 均君) よろしく申し上げます。ただいまご上程をいただきました議案第126号平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は151ページ、議案説明書はその2の115、116ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたします。議案説明書の115ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、平成30年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金へ組み入れること、及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、平成30年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたします。116ページをごらんください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は9億4,841万1,971円ですが、このうち6億円を資本金に組み入れ、残りの3億4,841万1,971円を減債積立金に積み立ていたしまして全額を処分したいというものでございます。

続きまして、議案書の151ページをごらんください。平成30年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金9億4,841万1,971円を、ただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 委員長(青木一男君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

森戸副委員長。

- 副委員長(森戸雅孝君) ご報告ありがとうございます。ただいまご報告のあったこの剰余金についてですけれども、この処分計算書を見ると、未処分利益の6億円を資本金に組み入れて、残りを減債に積み立てるということでご報告ありましたけれども、そのほかにこの資本剰余金というのが計上されているのですね、3,100万円。この資本剰余金というのはどういった取引から生じた金額なのでしょうか。お示しいただければと思います。

- 委員長(青木一男君) 出井課長。

- 企業経営課長(出井 均君) これにつきまして、今までの流れの中で剰余金として積み立ててきたものをここに上げさせていただきます。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） では、そうするとこれは、別に平成30年度に限ったのではなくて、それぞれ積み立てた金額が積み積もってこの金額ということなのですか、剰余金。

○委員長（青木一男君） 出井課長。

○企業経営課長（出井 均君） そのとおりでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号 平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午前 9時53分）

○委員長（青木一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎発言の訂正

○委員長（青木一男君） ここで、公園緑地課長より発言の訂正がありますので、お願いいたします。
菊池課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 先ほどの有料公園施設に関する条例の改正についてのご質疑の中で、栃木市総合運動公園の使用料についてご質問がございまして、その関係で平成30年度決算が3,370万円で、今回改定で見込まれるのが3,530万円ということで160万円増ということで訂正をさせていた

だきます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。よろしいですかね。

それでは、議事を進めます。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第9、議案第127号 平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） ただいまご上程をいただきました議案第127号 平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてをご説明いたします。議案書は152ページ、議案説明書はその2の117、118ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の117ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、平成30年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、平成30年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書でご説明いたします。118ページをごらんください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は2億3,035万1,432円ですが、全額を減債積立金に積み立てたいというものでございます。

続きまして、議案書の152ページをお開きください。平成30年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金2億3,035万1,432円を、ただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。ただいまの未処分利益の剰余金2億3,035万1,432円を減債積立金にということなのですけれども、この減債で下水道のバランスシートを見る

と、固定負債と流動負債の中に企業債というのが出てきているのですけれども、この減債、これどちらの減債、この減債に使うということですか。そうすると、どちらの減債で使うのか、お示しいただければと思います。

○委員長（青木一男君） 出井課長。

○企業経営課長（出井 均君） 企業債の返還ということで積み立てのほうに積み立てさせていただいております。

○副委員長（森戸雅孝君） 積み立てだけ。

○企業経営課長（出井 均君） はい。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） では、これ積み立てだけで、結局ここに負債の部のほうに固定負債と流動負債のほうに企業債が出ているのですよ。これを減額するというのではなくて、別途その減額するための積立金にしておくということなの。

○委員長（青木一男君） 出井課長。

○企業経営課長（出井 均君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号 平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第10、議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいまご上程いただきました議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管関係部分につきまして説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、48、49ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明いたします。補正額225万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、尻内町地内及び岩舟町小野寺地内において、県が民有地の法面の保全対策として実施する急傾斜地崩壊対策工事費等に対する地元自治体の法定負担金を増額するものであります。

続きまして、2目建築指導費について説明いたします。補正額300万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。ブロック塀等撤去改修工事補助金につきましては、倒壊の危険があるブロック塀等の撤去改修工事に必要な経費の一部を補助するものであります。

次のページをお開きください。続きまして、2項2目道路維持費について説明いたします。補正額676万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道維持管理費につきましては、岩舟町、藤岡町地内の市道1001号線と県道静藤岡線の相互移管に当たり、大型案内標識の改正等を行うための維持補修費を増額するものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市民からの要望が多いセンターライン等の区画線設置のための工事費を増額するものであります。

次の土木施設管理事業費につきましては、大宮町地内において市管理道路の安全な通行を確保するため、通行の支障となっている電柱の移設を実施するための電柱移設補償金であります。

次に、3目道路新設改良費について説明いたします。補正額7,181万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の市道各号線道路改良事業費につきましては、藤岡町太田地内の市道3151号線において、過年度に実施した道路改良のために取得した土地が未相続であったため未登記となっておりますが、相続が完了したことから登記に必要な測量業務委託料を増額するものであります。

また、惣社町地内の市道13279号線につきましては、本路線の沿線にある旧国府公民館を来年度売り払う予定がありまして、本路線の道路拡幅が条件となることから、本年度中に物件を補償して用地を取得する必要があるため、土地購入費及び補償金を増額するものであります。

次の道普請事業費につきましては、大宮町地内の認定外道路において、地元との協議がまとまったことから工事が着工できるため、施工に必要な原材料購入費を増額するものであります。

次の市道43386号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、道路改良工事を発注するに

当たりまして地元説明をした際、迂回できる市道部までの施工でないと危険であるためとの指摘を受けまして、工事範囲の見直しをした結果、道路改良工事に必要な工事請負費を増額し、今年度見込んでおりました用地取得につきましてはちょっと交渉が難航しておりまして、土地購入費及び補償金を減額するものであります。

次の市道1055号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、昨年度東日本旅客鉄道株式会社に工事委託した橋りょう改修工事において、土どめ工事する際に想定した埋設位置と現況位置に相違があったことにより改良区所管のパイプラインに接触、破損させたため、補修が必要であることから、委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次のページをお開きください。8款3項1目河川総務費について説明いたします。補正額2,240万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。河川維持補修事業費につきましては、藤岡町藤岡地内にあります新町排水樋管の開閉器の修繕と護岸の補修をするため、また都賀町富張地内赤津川にかかる本所橋下の護岸破損箇所を早急に補修を行うための工事を増額するものであります。

次の河川水路清掃事業費につきましては、河川や水路等の清掃等を実施するための清掃業務等委託料を増額するものであります。

次に、2目河川改良費について説明いたします。補正額295万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）につきましては、県事業である主要地方道桐生岩舟線の道路改築事業に伴う排水施設整備工事について県の進捗状況に合わせ、市が負担する地域排水整備費の不足の額が生じたため、負担金を増額するものであります。

次の河川環境整備事業費につきましては、西方町金崎地内ほか1級河川思川の県による河川堤防工事等が完了し、県との協議により本年中に市が植栽を行うこととなっていることから、施工に必要な工事費を増額するものであります。

○委員長（青木一男君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） それでは、引き続き私のほうからご説明を申し上げます。

次のページ、54、55ページになるかと思えます。お開きください。4目公園費についてご説明いたします。補正額が1,407万3,000円の増額でございます。右の説明欄をごらんください。栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、硬式野球場のトイレの洋式化を含めた給排水設備の更新をするための実施設計委託料及び陸上競技場の会議室に空調設備を整備するための工事費を増額するものでございます。

次に、5目まちづくり事業費についてご説明いたします。補正額は595万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費につきましては、職員課所管となりますけれども、定期人事異動に伴いまして当初見込んでおりました所属の役職等に変更が生じたことに伴う職員手当の不足分を増額するものでございます。

次に、都市景観形成事業費につきましては、景観計画に基づき指定いたしました景観重要建造物への保全補助金を増額するものでございます。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費についてご説明いたします。補正額は850万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。あったか住まいるバンク事業費につきましては、空き家バンクリフォーム補助金の対象件数が当初の見込みを大きく上回るために増額するものでございます。

以上が歳出の所管関係部分の説明でございます。

引き続き、歳入のほうの所管関係部分につきましてご説明したいと思います。ページ戻りまして、22から23ページをお開きください。15款2項4目2節都市計画費補助金につきましては、250万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。歴史的観光資源高質化支援事業補助金につきましては、景観重要建造物等保全補助金に対する補助率2分の1の国庫補助金を増額するものでございます。

続きまして、3節住宅費補助金につきましては、50万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業補助金（活用事業タイプ）につきましては、空き家バンクリフォーム補助金に対する補助率2分の1の国庫補助金を減額するものでございます。

次の防災安全交付金の住宅建築物安全ストック形成事業につきましては、ブロック塀等の撤去改修工事費補助金に対する補助率2分の1の国庫補助金でございます。

次のページをお開きください。16款2項6目2節住宅費補助金につきましては、74万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。ブロック塀等撤去改修工事費補助金につきましては、ブロック塀等撤去改修工事費補助金に対する補助率4分の1の県補助金でございます。

次のページをお開きください。21款5項4目雑入につきましては、450万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目になります都賀西方スマートインターチェンジ整備事業負担金等（道路河川整備課）につきましては、岩舟町静地内市道1055号線道路改良事業に伴う改良区所管のパイプライン補修工事に係る東日本旅客鉄道株式会社の負担額を増額するものでございます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 27ページ、歳入なのですが、先ほどの都賀西方スマート I C の整備事業負担金等の400万円なのですが、岩舟地内のということなのですから、その関連性について説明願います。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） これにつきましては、説明の中に等ということできくりになっていまして、スマートは直接関係なくて、その岩舟の関係する J R の負担金400万円が、その事業を細かくここに載せてあるということで、スマートとは直接の関係はございませんので、そのくくりの中で代表的な事業名、ほかということの中であったものですから、その岩舟の件がここに計上されて載っていることをございます。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今までもそういうやり方でやってきたのかもしれないですが、この補正予算書を見て、この歳入のところでこの説明の文言だけを見ると、都賀西方スマートインター関係の整備事業の金額が400万円の大半を占めるような、一番大きな額になるというふうに理解をしてしまうと思うのですが、この書き方につきましてはどうお考えですか。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 以前も決算のその各補正の表記の仕方とか、いろいろご指摘ございました。それが私も担当して言うのもおかしいのですけれども、今委員がおっしゃるとおり、いろいろ案件、意見であれば表記の仕方もちょっと考えなくてはならないというのは感じていますので、次回からこういう案件につきましてはもう誰が見てもいろいろな案件ということがわかるような表記をちょっと検討させていただきます。申しわけないです。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 25ページのブロック塀等撤去事業補助金についてなのですから、この件につきましては、8月の23日に議員研究会で情報提供をされたのですけれども、撤去改修安全対策についての現状を教えてくださいませんか。

○委員長（青木一男君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） ブロック塀に対しての安全対策等についてですが、昨年度6月に大阪の地震がありましてから、うちのほうではホームページ、そういったものの P R、ブロック塀は危

ないのですよ、こういう基準に沿ってください、そういったことを、この地震前からだったのですが、引き続き行っております。

また、庁内では教育委員会と連携して通学路の安全点検、あとは市の所有物に対しての全ての安全点検、そういったものを行っております。

また、問い合わせ、あそこは傾いて危ないのではないかと、そういう問い合わせも何件かある中では、そういったものについて現地の確認、あとは指導といいますか、危ないですよ、そういったもののことをやっております。

以上です。

○委員長（青木一男君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すごく危ない場所を指導なさってください、きっと住民というか、家の方もそれで初めて気がついた方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方のこれからの補助の対策というのはあるのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 柿沼課長。

○建築課長（柿沼宏和君） そういった方に、危ないと感じた方、今ブロック塀がありなかなかできないという中で、この補助制度をもって幾らかでも支援したい。また、こういったことをやることによって、周りの方、市民の方、こういうブロック塀は危ないというものも、この補助制度を持つことによってPRもできていけるかな。ちょっと本当に危ないというものに関しまして、この補助制度をつくったところでございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 小久保委員、よろしいですか。

○委員（小久保かおる君） はい。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。51ページの交通安全施設整備工事費ということで、補正400万円が計上されています。これで先ほどの説明ですと、センターラインの設置とかということでお話いただきましたけれども、私も車に乗っていて、もうそういう施設関係、ペインティングが薄いなというところは随分あるのです。これ400万円のこの補正で、市が管理しているどの程度のがカバーできるのか、その辺のところを教えていただければと思うのですけれども。

○委員長（青木一男君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） この金額でどの程度カバーできるかということなのですが、意外と市の管理している、センターラインが入っている道路で、白の線が入っているところが意外と少ない。ある程度黄色の追い越し禁止のラインが入っているところが多くて、消えている箇所については順次対応していく予定ですが、今回は400万円に対応できる場所を対応していき

いというふうに考えているところでございます。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。そうすると、警察が所管する部分と市のほうの所管するところというのは、やはり別々ですよ。では、この市のほうでやるべき施策については、ある程度今年度この400万円の補正で何とかつなげるというような判断でよろしいのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 深津課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 市が管理している道路で白のセンターラインが入っているところ全部を、必要なところを全部カバーできるかどうかというのは、ちょっとあるのですけれども、なるべく現状を見て、消えかかっているところ、そういうところをちょっと対処できるような形で今回予算を計上させていただいたところでございます。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） わかりました。今センターラインということでこだわってお話というか、聞きましたけれども、それ以外の私も課長のほうにも陳情しているところもございますので、そういったところもセンターラインに限らず、市のほうで所管とするようなそういった施設についても、順次この補正で何とかクリアしていただければというふうに思います。要望です。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 51ページが一番下になるのですけれども、市道拡幅工事費ということでの金額が入っているのですけれども、説明の中でパイプラインを破損したというような話があったのですけれども、この工事をやっていて破損したということなのだろうというふうに理解しているのですけれども、どういう原因だったのかということをお教えいただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） まず、表記が市道拡幅工事費というのは適切ではなかったもので、これから先現実に合った表記はいたします。

続きまして、原因なのですけれども、今回のその破損に至った経緯としまして、JR東日本旅客に工事を委託して施工していただきました。それで設計書の表記の中に、今回破損した導水管の位置を明記した上で工事を発注したのですけれども、その場所がその実際あったところと設計図書にあったところにずれがございました。その間でそういう埋設管の事前の確認等は当然必要なところなのですけれども、埋設位置が3メートルという深い土もありましたことと、そのやった、施工したときもコンクリート殻があったのではないかとかということで、そこに管があったということを想定できなかったという理由で破損してしまいました。

その後、改良区とJRと協議を重ねたところ、またうちのほうで工事をしまして、後はその負担等も半分の負担でというお話をつながった結果、確かに埋設場所に注意を払う必要性はあったのですけれども、JRの担当とすると、ちょっとそれは想定できなかったということで、責任の所在等

いろいろ協議を重ねた結果、今回のような結論で進めさせていただきたいということになった次第でございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 理解いたしました。表記については、なるべくわかりやすい表記にしていたくようお願いをしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 57ページなのですが、空き家バンクリフォーム補助金が当初の見込みを大きく上回っているということなのですが、現状につきまして、件数ですとか、ご答弁願います。

○委員長（青木一男君） 加茂住宅課長。

○住宅課長（加茂浩史君） 現状をお答えいたします。

現状リフォーム工事補助につきましては24件、家財処分につきましては13件の申請がございます。残りリフォーム工事、上限額の50万円を残すところになっておりまして、今回増額補正をさせていただきたいということで計上させていただきました。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） うれしい悲鳴ということかと思うのですけれども、この補助金で年度末まで何とかいける見込みということで理解してよろしいのか。

○委員長（青木一男君） 加茂課長。

○住宅課長（加茂浩史君） 10月からその消費税増税の関係で、若干このところ駆け込みの需要が多くなっていますので、逆に消費税が上がったことで少し控えられるのかなということで、この金額で賄えるというふうには考えております。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時40分）